

## 秋田県後期高齢者医療広域連合告示第7号

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険海外療養費事務取扱要綱を次のとおり定める。

令和7年4月1日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志



秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険海外療養費事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則（平成20年3月28日規則第2号。以下「規則」という。）第14条第2項の規定による療養費（以下「海外療養費」という。）の事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(海外療養費の支給)

第2条 海外療養費の支給は、病院等が発行する診療等の内容を明らかにした費用の額に関する証拠書類に基づき行うものとする。

(支給額)

第3条 海外療養費の支給額は、日本の保険医療機関等で同様の疾病等について療養の給付等を受けた場合を標準として決定するものとする。これは、実際に支払った額が標準額より大きい場合は標準額から被保険者の一部負担金相当額を控除した額を、小さい場合は実費額から被保険者の一部負担金相当額を控除した額とする。

(申請手続)

第4条 被保険者が海外療養費の支給を受けようとする場合は、被保険者は、診療を受けた医療費の全額を海外の医療機関等に支払を行い、その後、担当の医師等から第2条の証拠書類を取得し、後期高齢者医療療養

費支給申請書に添えて広域連合長に申請することにより、これを行うものとする。

- 2 前項の申請は、帰国後日本国内において行うこととし、海外療養費の支給について、国外への送金を行わないものとする。

(提出書類)

第5条 前条第1項の証拠書類は、規則第14条第2項に定めるもののほか、当該書類以外に、医師の診療内容又は領収内容がわかる書類があるときは、これも含める。

- 2 前項の書類が、外国語で作成されている場合は、日本語の翻訳文を添付するものとし、当該翻訳文には、翻訳者の氏名、住所及び連絡先を併せて記載するものとする。

(邦貨換算率)

第6条 海外療養費の支給額の算定に用いる邦貨換算率は、支給決定日の外国為替換算率(売りレート)を用いるものとする。この支給額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(適用除外)

第7条 海外療養費の申請が次の各号に該当する場合は、これを支給しない。

- (1) 日本では保険適用とされていない治療にかかるもの
- (2) 治療目的での渡航に係るもの

(併給調整)

第8条 申請者が加入する損害保険等から保険金が支給された場合、損害保険等との間で併給調整は、行わない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。